

免震構造に使われる製品の動的性能認証と個別動的性能認証

免震構造に用いられる各種の製品は、「大臣認定制度により行政的に運用されている。この大臣認定制度を補完する仕組みとして、一般財団法人免震研究推進機構として、免震構造に使われる各種の製品に関する実大免震試験機の利用法として次の2つの制度を設ける。

1) 動的性能認証（免震構造用）

動的性能認証（Certificate 証発行）は、国交省の大臣認定および定期的な性能確認に対応するものであり、大臣認定時およびその後定期的に開催される試験に用いられる。メーカーの申請により、メーカーが製造している主要な免震構造用の製品について、3年に一度の頻度で実大動的試験を用いて静的試験と動的試験を実施し、第三者機関として製品の動的性能を表示し認証する。大臣認定時と同種の性能の確認を行うことで、発注者、設計者、施工者は安心してこれらの製品を用いることができる。建設時に設置する製品の動的試験を行わずに済むため、建設工事の進捗に影響を与えない利点がある。これらの製品を少量使用する小規模建築や、工期が短く次に述べる個別動的性能認証（Project 対応）の試験を行わない免震構造の場合に有効な方法である。

2) 個別動的性能認証（免震構造用）

個別動的性能認証（Project 対応）は、発注者等による性能確認に対応し、発注者など指示によって行われる試験である。個別の免震構造のプロジェクトにおいて、その構造物に使われる多数の免震用の製品からいくつかの製品を選び、これを試験体として実大動的試験を行い、これらの製品の動的性能を第三者機関として表示し認証する方法である。大規模な免震建築の場合に有用な方法である。実際の建物に使用する免震用の製品の動的性能を直接試験するので、上記の動的性能認証(Certificate 証発行)と併せることにより、品質についてより高い信頼性を与えることができる。大規模な建築・橋梁などの場合は、100台の使用に2台を加え102台を発注するなどにより、2台の製品について過酷な試験を行うことも可能であり、信頼性をさらに高めることができる。研究開発の進展も期待できる。